

Title	歳條送使船に就て
Sub Title	
Author	武田, 勝藏(Takeda, Katsuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1922
Jtitle	史学 Vol.1, No.4 (1922. 8) ,p.29(507)- 48(526)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19220800-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

歳條送使船に就て

前號(第壹卷 第參號)に於て「日鮮貿易史上の三浦と和館」なる題のもとに對馬の島主なる宗家と李氏朝鮮との修交の起源より三浦の開放、嘉吉約條、三浦の亂、永正約條、齋浦の變、慶長約條並に元和延寶兩和館狀況等に就て記述し、以て諸彦の御指教を仰いだが、再び前記の題目のもとに記述し更に叱教を賜はりたいのである。

さて送使船とは修交貿易上宗家の遣す使者の乗船するものを指稱するのであるが、慶長約條以後は之を分つて「歳條送使船」と「規外送使船」との二とする。前者はこゝに記述しやうとする所のもので、即ち約條により定められたる歳々の貿易船であり、後者は臨時の事柄例へば將軍島主の受職或は其の訃の通告を始とし信使來聘の交渉、移館の交渉等に關して遣す使船即ち參判使、小送使を云ふのであるが是等に就いては次號の餘白を借りる事にして茲には省略する。先づ順序として慶長約條以前に於ける送使船の大要を述べ、次に同約條以後に就いて説明しようと思ふ。

前號に於て既に記した如く對馬の位置地勢は自ら半島との通交を密接にし、李氏朝鮮になりても前朝高麗に於けるが如く、釣魚、煮鹽、貿易等の爲に往來居留する島民は少く無く且其の送船の南鮮各浦に來泊するものが多數であつた。然し是等の居留民並に貿易船は倭寇又は其れに類する者が少くなかつた事は事實である。其故其の殄滅の目的の爲に彼の太宗大王は世宗元年(應永廿六年)對馬遠征を決定し、我に云ふ「應永の外寇」を見るに至つたのである。この外寇に據り彼我の通交は一時中絶の姿であつたが、彼に於ける島民の復讐的跳梁即ち倭寇の再燃拔扈に對する恐怖並に防止と對馬に於ける死活問題と相合して、間も無く其の通交の復舊を見る事となつた。彼にてはこの機會を期として多年惱んだ我各州より集まる貿易船の制限を實行せんとして、其の外寇の冬彼にて九州に於ける覇者と信じたる九州探題澁川道鎮に書を致し、今後彼の地に渡海する九州の各船は必らず探題の文引を持する定めとせんと交渉した。然し有名無實の探題より實力ある島津菊地小貳等の如何にしてもこれに服する理なく遂に彼の策は水泡に歸したのである。こゝに於て彼は轉じて海峽の制海權を掌握する對馬の島主宗氏に交渉したるに直に實行せらるゝ事となつた。然しこはたゞ宗氏の勢力範圍のみにて、遠く九國の菊地島津にはまだ及ばなかつたのである。これ等貿易船の彼地に泊する場所は以前は任意であつたが外寇以後は乃而浦(浦) 富山浦(山) の二浦のみで後更に鹽浦も許され即ち「三浦」が開港せられ、渡海糧も從來一ヶ月間であつたのを三分一に削減を加ふるに至り、對馬は不平ながら是に服して居つた。其後世宗廿年(永享十一年) 彼は宗氏の貿易船取締の効果の顯るるのを見て、益々宗氏を利用し無秩序なる海賊的貿易船を取締らんとして、宗氏の文引授與權を擴張し對馬以外の九國の大友島津或は

中國等の諸州の船に及ぼすに至り若し其の文引無きときは館待せぬ事とした、然し其後從來より彼と特別の關係あるものは例外とした。茲に於て宗氏の日鮮貿易交通上の位置は益々重視せらるゝに至つたのである。

以上の如く彼の宗氏文引を伸張した目的は渡海船の数の制限にあつたのであるが、次に彼は各船の乗組員の数を制限した、即ち世宗廿年(永享十年)同廿一年の兩回到りて其の船の大小を分ち、且つ其の乗員数を定め、若し定約以上の場合には定量のみ給する事とした。

其後世宗廿五年(嘉吉三年)に彼我の間に癸亥約條即ち嘉吉約條が李藝等の斡旋によりて締結せられた。この約條締結を以て對馬に於ける貿易船の限定であるとの説があるがこれは尙研究の餘地ありと信せられる。この約條は今日傳はる處では次の二ヶ條である。即ち

一、島主處歲賜米豆二百石事

一、歲遣五十船、而如有亦得已報告事、則數外特送事

貿易船に就いてはたゞ島主の船に關する一ヶ條であるが、猶此の外先の文引、船の大きさ、乗員數等に關しての定約があつたものと思はれる。而して此の「歲遣船」は記す迄も無く歲々に送る貿易船の事で、「特送」即ち「特送船」は臨時の事件に就いて使者を送る船を云ひ、徳川時代の規外送使の類であつたが、後には歲遣船と何等變る處が無くなり、是等の諸船の中歲遣船二十五艘づゝ釜山浦齋浦の兩港に分泊し、特送は任意三浦に來泊するの定めである。右は島主の貿易船であるが島主以外の一族にも彼と貿易船を約するもの多く、例へば文安元年に宗盛家は四艘、翌二年に宗盛弘は四隻、寶徳元年

に盛家は又二艘を増加し、康正元年に宗茂世は三艘、寛正六年に宗國久は一艘等を約し、其外受職人の歳遣船を約して居つたものは少くない。右は對馬一島に就いて、あるが、近畿中國九國の大名小名神社佛閣等より海賊の大將と稱する者に至る迄の彼と歳遣船を約した者は海東諸國記の記す處に據ると總計四十五人百二十七艘の多數に達し、一時制限した我貿易船は舊に復する状態であつた。

然るに永正七年(中宗五年)に「三浦の亂」起り彼我の間に一大衝突を見、再び修交中絶となりたるも、同八年漸くにして舊交を復し、嘉吉約條に大削減を加へた「永正約條」が結ばるるに至り、其の中に

一、島主歳遣五十船減爲二十五艘、内大船九隻每隻船夫四十名、中船八隻每隻船夫三十名、小船八隻每隻船夫二十名事

一、島主特送船減定、若事有則付歳遣船中來告事

即島主の特送船を半減し且其の船體船夫の數を制限するに至つた。然し更に島主以外の者に就ても左の如く制限することとなつた。

一、島主子宗熊滿歳遣船三隻、而大小不定事

一、島主姪宗盛氏一船事

一、受職人一人、而歳遣船以下每一船上京一人事

本約條以前は前述の如く島主以外の者即ち其の世子、一族、受職人等の彼と貿易船を約する者少くなかつたのに、右の如く是に制限を加ふる事となつた。こゝに一つ注意すべきは約文中に「島主子宗熊滿歳遣船三隻云云」とある事である。この約條文は彼の書「通文館志」に據つたものであるが、對馬

の記録「宗氏家譜」東泉寺公（盛長）の條には「公子熊滿亦受圖書歲遣三船或曰熊壽、熊滿各遣三船」とあり、

（宗氏家譜は貞享三年宗家にて撰ぶ）熊壽、熊滿の兩名を擧げておる、それ故自分は種々對馬に現存の古記録を調べたる

に「印冠之跡付」なる天正十二年の奥書ある記録を發見した。この印冠は印鑑の宛字で「圖書」即ち「勘合銅印」の事であるが、此の書の中、元龜三年の條に

三月廿七日

一、對馬州熊滿殿御印、御西の御印也御使桃田彌八良乘渡、船大舟也

六月五日

一、對馬州熊壽殿印也、御使赤木彌六、大舟也

と明記してあれば、熊滿のみならずして熊壽も亦歲遣船を約して居た事がわかる。なほ宗家の系圖には熊壽熊滿兩人の名見え、且雙兒で早卒したと附記してある。然るに彼の書には熊滿のみをかゝげて居るは如何なる譯か。右兩人は早卒とあるに元龜三年に其の歲遣船のあるのに疑念を抱く人もあらうが、其の本人が没後にも其の圖書を引續き用ひた例は外にもあつて珍らしからぬことである。猶是の約條により三浦の中たゞ齋浦のみが開港せられることとなつた。

この永正約條は大制限のために島民は大不服にて潜商争鬪は日夜絶えず、天文十年（中宗卅九年）七月十二日些細なる事より所謂齋浦の變となり、齋浦を閉じ和館を釜山浦に移すに至つた。其後永祿年間に彼に迫つて歲遣船五艘を増加し、更に歲遣船の大小の定限の廢止を迫つたが彼は應せず、猶天正九年に二十艘を増加し、且再度齋浦の開港を要望したが、勿論彼は是を容れ無かつたのである。

序に附記して置くが、前記の如く世宗廿年（永享十年）以後は對馬以外の各州の諸船は必ず島主の「文引」即ち「吹噓」を持って行く定めであつたが、後に至りては各州の諸船遙々と彼地に渡海して貿易するもさしたる利潤無きを以て歳々各州の船は減じ、遂に其の貿易の特權即ち「送使株」を對馬の町人に讓渡し、彼我の貿易は對馬の占有する姿であつたのである。對馬の人滿山番夏の著したる「佩間緒言(下)」には右の事につき次の如く記して居る、即ち

吹噓錢を對州へ指出候旁段々年數を歷候而は、存分之利得も無之所より、右小送使株之者共此元之町人へ致内談、送使株を賣り、旗印、圖書をも讓付候故、町人六十人之内には送使株所持之者數多有之、年々吹噓錢を上へ納め、吹噓を申請、株付之旗印、圖書持渡候而、送使株たけ之米豆を受來候儀天正年以前迄は其例致連續居申たる事と被察候

さて上記したる處は慶長約條以前に於ける送使船の大略であるが、此の史料は對馬には甚だ乏しく、又彼の史料（李朝實錄）も充分に研究していないから更に他日の研覆を期したいと思つて居る。（李朝實錄、善隣通書、海東諸國

記、通文館志、交隣志、續善隣國寶外記等）

二

七ヶ年の歲月と多大の國力とを費した朝鮮の役は慶長三年八月秀吉の死に因りて兵を收むる事となり、家康其後を承け其の平和主義により彼我の國交を復舊せんと計り、即ち其の翌四年に彼と關係深き對馬の島主義智に和議の交渉を一任した、義智は直ちに命を奉じ多大の犠牲をも顧ず再三再四使者

を遣し、約十一ヶ年間種々手段を講じ遂に彼を納得せしめ、同十四年春に彼我の間に二百六十餘年間不易の約條を締結するに至つた、是を「慶長約條」又は「己酉約條」と稱するのである。この約條締結に付きては他日記述する考であるからこゝには省略する。

さてこの約條文は前號に記載したが、今参考のために送使船に關する部分のみを次に摘出すれば、
即ち

一、館待有三例、國主使爲一例、島主特送爲一例、對馬島受職人爲一例事

一、島主特送三隻定限、此外如有別遣事、則歲遣船順付事、

一、島主歲遣船減定二十隻事

一、受職人歲一來朝不得遣人事

一、船有三等、二十五尺以下爲小船船夫二十名、二十六尺爲中船船夫三十名、二十八尺至三十尺爲大船、船夫四十名、尺量船體又點船夫之數、船夫雖多不得過定額、若否則以點數給料事

一、凡所遣船皆受島主文引之後乃來事

一、島主處依前例、圖書成給着見様於紙藏禮曹及校書館又置釜山浦、每書契來憑考驗其真偽、違格及無符驗船還入送事

一、無文引者以賊論斷事

一、過海糧對馬島人給五日糧、島主特送人加給五日糧、國王使二十日糧事(通文館志)

右の中に「國王使」とあるは即ち將軍使の意味で幕府より派遣する使を指すのである。足利時代に於

ては幕府と彼との通交は直接に行はれて居つたが、徳川時代に於ては然らずして、即ち彼我の修交は宗家に一任してあつた爲に、幕府より彼に直接使者を遣した例は一度も無く、其のため「國王使」は有名無實のものであつた。

次に對馬より彼に遣はす送使船を大別すると最初記した如く「歳條送使船」と「規外送使船」との二となり、更に歳條送使船を分つて左の二種とする、即ち

- (甲) 島主送使船
(乙) 受圖書船

先づ「島主送使船」より記述する事にする。

これは對馬の島主即ち宗家が彼との約條によりて貿易の爲に彼に遣はすものであるが、猶是を二種分つ事が出来る、即ち

- (イ) 特送使船
(ロ) 歳遣船

この「特送使船」は既に述べた如く嘉吉約條當時に於ては臨時の事件につき使者を送るもので、徳川時代に於ける「規外送使」と略々同一のものであつたのであるが、時代の下ると共に後に記す「歳遣船」と何等變る事なきものとなり、慶長約條に於ては其の數を限られ其の名目を存するのみにて、歳遣船との相違は其の貿易品の數量、使者以下船員に對する彼の待遇法の異なるのみである。この特送を更に左の三種に分つ。

- (い) 一特送使
(ろ) 二特送使
(は) 三特送使

この三種は後に至りて多少の差異はあるが略ぼ同一なれば、以下「一特送使」に付いて記述する。

これは次の三船より成る、即ち

第壹號船

第二號船

水木船

この第壹號船は約條に定むる大船(船體二十八尺 船夫四十名)にして、使者の一行乗船し、且つ貿易船の證として「本書」即ち「圖書」を携えて行き、第貳號船は中船(船體二十六尺 船夫三十名)證として吹噓を持ち、貿易品を満載して渡海し、「中戻」と稱し、貿易品を陸揚した後に一度歸島し、使者歸國の節貿易請取に再び渡海する、次に水木船は小船(船體二十五尺 船夫二十名)にして、其の證として同じく「吹噓」を持して渡海し、其の名稱の如く薪水食料を載せる船にして、「中戻」の事はない。次に參考迄に使者以下の乗組船員名と其の數を擧げれば、即ち

正官(一人)

都船主(一人)

二船主(一人)

進上

押物(封進押物官)(一人)

私卜押物(一人)

侍奉(一人)

伴從(七人)

格倭(四十人)

副格倭(三十人)

水木船格倭(二十人)

合計百〇三人

右の正官は記す迄も無く正使にして、都船主、二船主は船長副船長の格にして副使の役をなすこともあり、進上、私卜の各押物(官)は別幅、看品(公貿易)等の役にして、侍奉、伴從は正官以下の從者であり、又格倭とは水夫のことである。

次に「歳遣船」に付いて説明しやう。これは第一船より第十七船迄有つて、第一より第三迄は大船、第四より第十迄は中船、第十一より第十七迄は小船の定めで、其の乗船員等は其大小によりて格倭(水夫)の數のみに差異があるのみである。今第一船に就いて見るに、次の二船より成る。即ち

本船 水木船

次に其の乗組員は、

正官(一人) 都船主(一人) 進上押物(三人) 伴從(三人) 格倭(四十人)

水木船格倭(十五人) 合計六十一人

にして、前述特送に於けるが如く、本船に正官以下乗船し、且證として「本書」を携え行き、水木船は「吹嘘」を持して行くのである。

さて叙上の特送歳遣船の諸船が、彼地即ち釜山浦内草梁の和館に到着すると、時刻を見計ひて上陸(下船)し、正官以下は東萊府使並に釜山僉使に應接し渡海の挨拶をなす慣例になつて居る、是を「茶禮儀」といふ。こは彼我共に正服を着し、「宴廳」即ち饗應場に於て應接し渡海の挨拶を述べたる後「本書」即ち島主より禮曹に宛てたる書契を兩使に差出し、然る後彼より饗卓を進め又勸杯の事ありて式を終るのである。

次に下船茶禮の翌日彼の役人訓導、別差使服にて和館内(西館大廳)に來り、正官以下封進押物等に饗を進め、又侍奉伴從等に饗を給し、尙別所に於て五酌を行ひ、後更に一杯を勸むる等茶禮儀と略々同一にして又我よりも酒饗を彼に勸めるのである、これを「熟供早飯式」と云ひ、送使の種類に依りて二日間五日間又は六日間行ふ定であり、且「對飯」の事も同じく一日間又は二日間行ふのである。

次に日を選び都船主は正服にて和館の役人公代官等と共に宴廳即ち彼の饗應場に至り、釜山僉使等に出會ひ、進上物即ち別幅を彼に差出す式あり、これを彼にて「進上物件看品式」といふ。(若し都船主無き場合には彼の役人訓導別差が和館迄來り其の品を看て封標するのである。)右の式が終ると彼に

て封標して「客舎」即ち肅拜所に輸送し陳列し、然る後に國王肅拜の式が行はれるのである。こは彼にて「倭使肅拜式」と稱し、彼の東萊釜山兩使等臨席し、燃燭上香して正官以下殿牌に四拜するのである。前號に於て既に述べたる如く慶長約條以前に於て各使は上京して國王に謁見したるに、以後は其を許さないため客舎にて遙拜式を行ふのである。殿牌は「殿」の字を書きたる額である。

次に右の式終れば、宴廳に歸り彼にて「下船宴」を開く、又使者滯在中に彼にて一行の爲隨時饗宴を催する事がある。これを彼にて「宴享儀」と稱して居る。

なほ序に書加へて置くが以上の諸禮式の外に「書奉盃式」なるものあり、これは大差即ち規外送使の中なる參判使と裁判並に特送に限られ前記「熟供早飯式」と略同一であるが、後には簡略となり、たゞ代りに「乾物」を計り贈る事となつた。

次に一定の日和館に彼の役人來り對馬よりの貿易品と彼よりの貿易品と交換するのである、これを「公貿易」と云ふのであるが、後日「公貿易」と題して記述する考へであるから詳細は其に譲る事とする。この貿易が濟むと彼より前述茶禮の節彼に差出したる島主の書簡に對して彼より返簡を正官に差出す。この返簡は禮曹參議より島主に宛てたるものである、これは「禮單茶禮」と稱し彼の役人館に來り正官に差出すのであるが、やはり茶禮の時と略同一の式があるのである。猶使者一行が歸國の時は下船宴に效ひ上船宴の如きものが催されるのである。(通文館志、善隣通書、增補交隣志)

次に參考迄に彼我の往復書簡別幅並に吹嘘の一例として第壹特送使の場合を掲げる事にする。

(本書)
日本國對馬州太守拾遺平 義誠 奉書

朝鮮國禮曹大人 閣下

茲遵歲例、差正官源篤信、都船主藤之敏、二船主藤定明、封進押物等、以遣壹特送使、不違恒規
曲垂晉接、菲儀表信、惟希莞收、肅此不備

享保十二年丁未二月 日

對馬州太守拾遺平 義誠

(別幅)

胡椒伍百斤

明礬參百斤

丹木柴百斤

大和真朱貳斤

彩畫臺大硯畫壹備

計

享保十二年丁未三月 日

對馬州太守拾遺平 義誠

(吹噓)

日本國對馬州太守拾遺平 義誠

朝鮮國各道各官防禦所 僉足下

茲發壹特送使貳號船(水木船)、遇風漂轉、幸勿疑訝、資達草梁、不備

享保十二年丁未三月 日

對馬州太守拾遺平 義誠

(返簡)

朝鮮國禮曹參議鄭 壽期 奉復

日本國對馬州太守拾遺平公 閣下

歲船特來、奉悉書意、別當夥品謹已啓留、來价館籛式遵舊例、仍將薄儀、略申謝悰、統惟照亮、不備

丁未年九月 日

禮曹參議鄭壽期
(國賜別幅)

人參參劬 虎皮貳張 豹皮參張 白苧布伍匹 白綿紬伍匹 墨麻布伍匹 白木綿

拾匹 四張付油 芫油參部 花席拾張 鷹子參連 黃毛筆參拾柄 眞墨參拾笏

年例貿易物件、令該司隨便、換買以送

丁未年九月 日

禮曹參議鄭壽期

右は第壹特送使の例であるが、貳參の場合とは文字に多少の相違ある位で文意には變りはない。書簡の用紙は彼我共に鳥子の類で、其の太さも略同一である。(一例 縱一尺四寸八分 横二尺四寸二分) 自分は先年彼の返簡を多數見たが、文字は階書で紙の太さの割合に甚だ小で、更に別幅の方は細字であるのが普通である。次に印章であるが孰れも朱印で鳥主のは篆文(陽字)にて其名を刻してある方二寸一分位のもので、又彼の參議の印は篆文で方一寸八分位にて「禮曹參議之章」と刻してあり、(陽字)孰れも名の上に押すのである。

序に記して置くが上記特送歲遣兩船を始め後に云ふ受圖書船は「留館元限」と稱して彼の地滞在の日限定まり例へば特送は百十日、歲遣は八十五日等の定めで是期間中「滞在料」として正官以下全部に白米以下の食料を給するのである。若し規定以上滞在する時はたゞ規定の日限迄の料を給するのみである。此外「度海糧」と稱して水夫に給する渡海の糧米があるが、各船の人数によりて多寡あり、例へば第壹特送船は白米五石八斗歲遣堂船は三石十二斗を給し、又「陸物」として各船が歸島する際に船舶修繕用として、板、釘、麻繩等を給するのである。然し是等は後に至りて各品を白米に換へて給する事と

なつた。

右の外各船の主要目的たる公貿易並に別幅、回賜別幅、進上物價、求請等に就きて説明すべきであるが、これ等は後日に譲る。

さて以上は島主送使船の概要であるが、引續き島主以外の送使船即ち「受圖書船」に就いて記述する事にする。

三

この受圖書船は叙上の如く嘉吉約條前後に於いては島主一族を始めとして多數對馬にあつたのであるが、次の永正約條に於ては島主一族の二三人に限定せらるゝに至つた。然し慶長約條に於ては比較的多く許されて其の種類も六種程あつたのである、即ち

- (イ) 副特送使 (ロ) 萬松院送使 (ハ) 流芳院送使 (ニ) 以酏菴送使 (ホ) 兒名送使 (ヘ) 中絶船

次に是等のものに就き説明しよう。

(イ) 副特送使 この名稱は寛永十六年より用ひられたのであるが、其の濫觴を尋ねて見れば、天正十四年より慶長十年に至る迄彼我の修交に盡力した柳川調信シゲノブの子景直カゲナホ(後に智水ト改む)は慶長十年九月父の没後其の職を繼ぎ島主義智ヨシトシを補佐し、慶長約條を締結する等彼我修交に關する功績少くなかつたので、彼より亡父の例により官職を贈り其の勞に報ひた、それ故智永は毎歲其の首都に至り國王に謁す

べきであるが、多忙のため其の代理を差遣する事にしたので、慶長十六年彼より「圖書」を受け歳遣船一艘を遣る事となり、後には三艘に増加せられた。彼にては父子の功績を認め其の待遇は島主に倍し時には特送の上に置いた程である。然るに十八年に智永没し、其子調興シゲオキ襲職したが、寛永十二年三月十一日柳川事件（寛永疑獄）の罪に據り津輕に流刑となつた。そこで宗家よりは幕命により彼の朝鮮より受けたる官職の衣冠銅印等を同年十一月使者唐坊佐左衛門に附して返戻した。然るに崇禎九年正月（寛永十三年）禮曹參議趙緯韓より次の返簡が來た、即ち

委致調興輩所、曾受圖書服章、姑爲收領、但次官以下交贅有素、替受之人應襲此例、更竣貴島後信別議區處也（善隣通書）

こゝに於て宗家は幕府の許可を得て、其舊印を彼に請ひ彼より寛永十六年五月再び送還し來たので、従前の柳川送使を「副特送使」と改名し其翌十七年第一回の送使をなした。是より以後引繼ぎ年々歳々遣はす事となり、其船の彼に於ける待遇は第壹特送使に準じ其發送期は毎歲八月と定められたのである。

（ロ） 萬松院送使 萬松院は島主宗義智の菩提寺であつて、元和元年春に建立せられ最初は數青峰松音寺（臨濟宗）と稱して居つたが、元和年間義智の法諡に依りて寺號を萬松院と改め、其の地の金石山附近なるため鐘碧山と稱し、後正保四年正月寺を金石山の麓に遷し、今日猶存して居る。（寛永十二年四月天臺宗に改む）

義智は記す迄も無く豊臣徳川兩代に渡り彼我の國交に貢献し、其の功績は國史上顯著なるものである、其れ故彼の没後國王其勞に報ひ、元和八年に銅印を贈り遣船を約し其の祭奠を助ける事とし

た、是を「萬松院送使」と稱するのである。而して送使は年一回にして、寛永二年七月其の第一回船を送り爾後年々絶える事なく、總て歳遣第一船と同一にして送期は毎歳六月と定められ、其の往復文書は寺と禮曹佐郎との間に行はれ、往書には必ず島主の東萊府使に宛てたる「副書」を添へる定めである。

(ハ) 流芳院送使 流芳院とは柳川調信の法號にして、慶長十年九月彼の没後其法號を以て寺號として一寺を建立した。(臨濟宗) 銅信は島主義調義智父子を助け彼我修交の議に參畫し其の功少くない。彼の没後其の子景直は香華の助のため彼に請ひて銅印を受け歳遣船を約した、是を「流芳院送使」と云ふ。こは總べて前記萬松院送使と同一である。宗家の記録善隣通書に右の銅印(圖書)を請ふ書簡が載せてあるから參考迄に次に記す事にする。

(前略)愚父調信存日多年傾誠抽忠者甚夥矣、就中先是庚寅(天正十八)貴國所望之族徒生擒到釜山浦、其外倭賊數拾輩誅戮、或斷耳刎首到釜山、其時宣慰使李閣老之所見也、何矧於下賤之輩乎、人焉瘦、人焉瘦、没後感激之餘開山、名向陽、號寺稱流芳、而度僧六七輩備晨香夕燈之役、貴國之通信使過渡之日所見而知也、冀閣下許朝廷賜圖書、則晨香發薰於末年、夕燈讀焰於萬年者必矣、何榮加焉、憐案先書粗白僕應殿下之召、近日赴王京、紛々冗々、伏請賢察、
(下略)

慶長拾陸年九月五日

景直

其後景直の子調興は柳川事件に座し流刑となつたので寛永十二年十一月に銅印を送還した、然し同十五年再び銅印を請ひ歳遣船を遣り宗家の歳入としたが幾ばくもなくして止んだ。

(二) 以酹菴送使 以酹菴は柳川調信と共に島主義調の股肱と謂はれ、彼我修交に貢献した僧玄蘇が府中(原)に結べる庵であり彼の生年たる丁酉(天保六年)より取りてかく名づけたものと傳へられて居る。(津島記事)

彼が調信と共に國交復舊に盡したる勞に據り彼より「仙巢圖書」(仙巢は彼の號)を送り來り歲遣船一艘を約したのである。此圖書の送附の年に付きて通文館志には萬曆辛亥即ち慶長十六年とあるも、善隣通書五十以酹副特萬松送使事考往復には「萬曆三十七年仙巢圖書贈來書」あり、是れは禮曹佐郎金時言より玄蘇に宛てたる書簡にして其の中に、

足下主幹文書、功勞茂著、我國非不知之、而足下山人也、不欲以職名糜之、茲依故事、造送圖書、以表嘉獎之意、

萬曆三十七年十月二十日

右の文書に據りて圖書送附の歲は慶長十四年即ち慶長約條締結の歲なる事が知られ、同十六年は其の最初の遣船の歲である。

同年十月に玄蘇は迂化し、其の弟子僧玄方師の後を繼ぎ通交文書を掌り、仙巢圖書も亦襲用した。萬曆四十二年(慶長十九年)四月に禮曹佐郎曹應休が玄方に復したる書に、

足下嗣續以酹菴、不曾稟命襲用圖書、朝廷仍而許之、曲示優容者、所以篤念仙巢舊勞也、とある。然るに其後寛永六年七月三日彼は病のため其職を退くと稱して禮曹に書を贈り玄蘇圖書を送還したが、同年禮曹金元立より書簡と新刻の銅印送附し來つたので彼は止むを得ず受領する事となつ

た。然るに間もなく寛永十二年玄方柳川事件に關聯して南部に流罪となつたのでこの圖書を返還したるに、彼より其後繼者の襲用すべしとの回答に接したので宗家は幕府の許を得て其再送を請ひて、従前通遣船一艘を約するに至り、是を「以酛菴送使」と稱するのである。其の最初は寛永十七年に送られ、送期は毎歲二月にして、萬松院送使と同じく島主の「副書」を本書に添へ、其の待遇貿易等は歲遣第一船に效ふ定である。

猶寛永十二年以後は「以酛菴輪番」の制定められ、京五山の學僧が選ばれて赴任し、通交文書を掌どる定となり、其の任期も最初の中は一ヶ年交代であつたが、明曆頃より滿二ヶ年となつた。同菴は享保十七年三月廿六日城下大火の節類焼したので西山寺に移されて以來幕末に及び、慶應三年十二月廿三日に輪番は廢止せられたのである。是等の事に就いては他日記述したいと思つて居る。

(ホ) 兒名送使 島主の嫡子は彼より圖書を受けて毎歲遣船一艘を送る、是を兒名送使と云ふ。こは永正約條に於ける「熊滿」の例を踐みたるのである。慶長約條後間も無く同十六年十二月彼より義智の修交に於ける功績に據り其の子彦三(義成)に圖書を贈り來り歲遣船一艘を約した、是を彼にては「彦三送使」と呼んで居る。

元和元年義成(彦三)父の遺領を繼ぎし後も其の圖書を還さず使用して居つたが、明曆三年三月廿日義成没したので翌萬治元年に圖書を返還した。

次に義成の嫡子義真(彦滿)も亦父の例に效ひ寛永十七年圖書を請求した、然るに彼にては先きの彦三圖書を返還すれば義真(彦滿)に圖書を贈るべしと稱して應じない、使者は義真の江戸に生れて將軍の

寵あれば彦三と同視すべきものにあらずと反覆力説したので、彼は遂に是を許し同十九年書を贈つて来た、是を「彦満送使」と云ふ。同八月第一回船を遣し、承應三年に義真父に代りて、島主となつたので、彦満送使を「平義真送使」と改め、元祿十五年義真卒したので寶永元年其圖書を送還した。

義真の後義倫、義方の兩人には同送使中絶して居つたが、義方の子彦千代の時再び始められ幕末に及んだのである。猶其の送期は毎歳六月と定められ送使は本書の外に島主の「副書」を持して行く等萬松院送使に同じである。

(へ) 中絶船 慶長以前に於ては受職人即ち彼の漂流民護送、海賊船捕獲等の功に據りて彼より官位を受けたる者は毎歳一艘を許され、又彼等は自身上京して國王に謁したのであるが、慶長以後には其の約條に盡力せしもの或は漂流民護還に功あつたもの五人に上護軍又は副護軍等の官職を授け各々に歳遣船一艘を許した。是等五人は、

小野新十郎信時(伊奈士)

武田又五郎(同)

平山三之助智世(町人)

久和治部右衛門永正(士)

宮本源兵衛(町人)

然るに是等五人者相次いで没したので是等の歳遣船は一時中絶する事となつた。其後寛永十二年より「兼帯」の事定められた時は等の船を復舊し其の船は送らすして、其の進上物、公貿易品等のみを第壹特送に托する事とし、其の利潤は宗家に收むるのである。是を「中絶船」と云ふ。されど文化六年彼の懇望に據りて廢止するに至つたのである。

最後に右の「兼帯」に就きて記して置く、以上各船の使者の爲に茶禮、熟供、早飯式等種々の館待法定

められ、其れに要する費用少なく無く又毎船來泊の度毎に貿易品を交換し手数を要するにり、寛永十二年彼は洪知事等をして裁判有田左兵衛と協議せしめ使者の渡海を省略し、一船の使者をもつて他の數船の使者を兼ねる事とした。これを「兼帶」と云ふのである。今以酌菴舊藏の「送使船往還之帳」に據りて兼帶を調ぶるに、歲遣第一、第二、第三、第四の各船は一度に發送し、第一船の使者を以て他の船の使者を兼ねしめ、次に壹特送使船渡海の時其使者をして貳特送使、參特送使、彥三送使並に歲遣第五船より第十船に至る迄の使者の役を兼ね、又萬松院送使は歲遣第十一船より第十七船に至る迄を兼ね、其の本書並に別幅を持して行き、其の兼帶せられたる各船は必要の時に標としてたゞ吹嘘のみを持して行くのである。以上は明曆三年頃迄行はれて居つたのであるが、其後に至り方法變りて、正月に歲遣第一、第二、第三の各船を發送し、其の第一船の使者をして他の船を兼帶せしめ、二月に以酌菴送使を遣り、其れに歲遣第四より第十七の各船を兼帶せしめ、次に三月に壹特送使は貳參の兩特使を兼帶する事となり、其の兼帶せられたものは前の如く吹嘘を持して行くのである。然し兼帶せられぬ諸送使は従前の通りである。右の兼帶の約なりてより彼にては接待貿易に少なからざる費用を節約し且つ手数を省略するので止む事なく幕末に及んだのである。(通文館志、增補交隣志、交隣考、送使記、善隣通書、宗氏家譜、書契並別幅等)

さて以上歲條送使船の概要を記述したのであるが定めて誤謬遺漏の點が多い事と思ふ。何卒大方の御教示を賜はりたいものである。